

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小豆地域における特別支援教育の状況を踏まえ、特別支援教育の充実を図り、そのあり方について検討するため、小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学校保護者団体の役員
- (3) 県、市町関係者
- (4) 特別支援学校の代表者

(会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、会長が議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属・役職名
猪熊 優子	高松養護学校校長
後藤 巧	小豆島町教育委員会教育長
坂井 聡	香川大学教育学部教授
高尾 早苗	社会福祉法人香川県手をつなぐ育成会理事
野瀬 五鈴	香川中部養護学校校長
藤本 義則	土庄町教育委員会教育長
松木 聡司	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年 3月30日策定
平成12年10月 1日改正
平成14年 4月 1日改正
平成16年 4月 1日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への県民の参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は規則等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために教育委員会の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

- (1) 審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。
- (2) この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成10年5月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会 傍聴要領（案）

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、係員に住所及び氏名を申し出て、係員の指示に従い、会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (4) 一般の傍聴者は、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。

検討課題と進め方

1 設置の趣旨

近年、全国的に、特別支援学校や、小中学校の特別支援学級、通級指導教室などで学ぶ障害のある特別な支援が必要な児童生徒が増えており、本県でも同じような傾向にある。

小豆地域における特別支援教育は、小中学校の特別支援学級、通級指導教室における教育のほかに、平成20年4月に、肢体不自由対象の高松養護学校の小豆分室が設置され、重度障害の児童生徒の家庭に出向いて行う訪問教育と、特別支援学校の地域におけるセンター的な機能として、知的障害等も対象にして小中学校等や保護者からの教育相談を行っているが、障害のある児童生徒の増加に伴って、教育相談の件数の増加や、相談内容の多様化により、現在の小豆分室の体制から、こうした教育相談への対応が課題となっている。

また、小豆地域には小豆分室の訪問学級しかないために、これ以外の高松養護学校や香川中部養護学校などの特別支援学校に在籍している児童生徒は、島から長時間かけて通学するか、親元から離れ、それぞれの学校の寄宿舎に入ったりしており、児童生徒、保護者共ども、精神的、経済的に大きな負担となっている。

こうした課題への対応策を幅広く検討するに当たり、学識経験者や、教育関係者などから、小豆地域の特別支援教育のあり方について専門的な視点からの意見を伺うための検討委員会を設置する。

2 主な検討事項

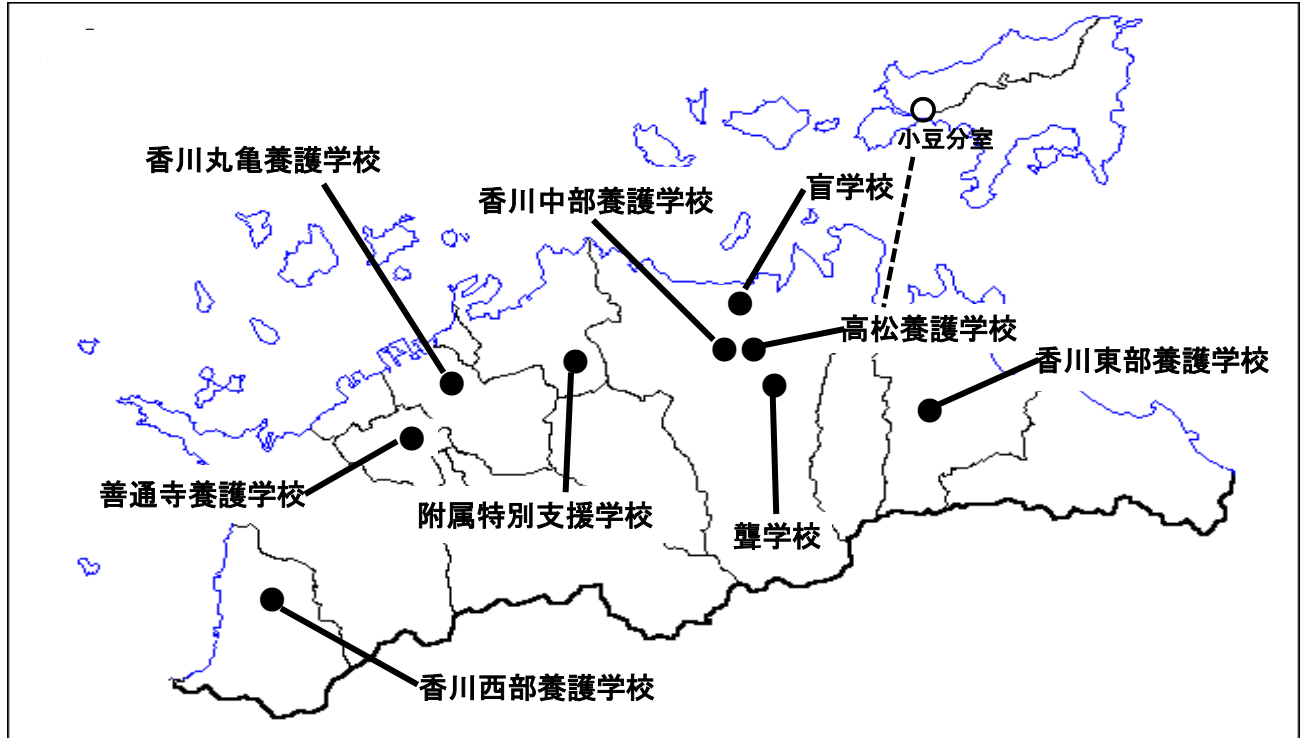
小豆地域において、障害のある児童生徒の状況や、保護者のニーズの観点等に留意しながら、次の事項について検討する。

- ・ 障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり
- ・ 各々の学びの場の関連性
- ・ 教育相談の体制づくり
- ・ 教員の専門性

3 今後の予定

- ・ 平成28年秋を目途に検討結果をまとめる。
- ・ 全体で4回程度の会議を開催予定。
- ・ 必要に応じて参考人から意見を聴く。

本県の特別支援学校の配置状況等



障害種別	学校名	位置	開校	学部					寄宿舎
				幼	小	中	高	専攻科	
知的障害	香川東部養護学校	さぬき市長尾	昭52.4.1		○	○	普通科		
	香川中部養護学校	高松市田村町	昭36.11.16	○	○	○	普通科		○
	香川丸亀養護学校	丸亀市飯野町	昭60.4.1		○	○	普通科		
	香川西部養護学校	観音寺市出作町	昭54.4.1		○	○	普通科		
視覚障害	盲学校	高松市扇町	明40.9.30	○	○	○	普通科 保健医療科	理療科	○
聴覚障害	聾学校	高松市太田上町	明40.9.30	○	○	○	普通科 理容科	理容科	○
肢体不自由	高松養護学校	高松市田村町	昭36.11.16		○	○	普通科 工芸科		○
	小豆分室	土庄町	平20.4.1設置	(訪問学級)					
病弱	普通寺養護学校	普通寺市仙遊町	昭49.4.1		○	○	普通科		
(参考) 香川大学教育学部 附属特別支援学校(知的障害)		坂出市府中町	昭50.4.1		○	○	普通科		

(平成28年5月1日現在)

区分	幼稚部		小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	学級数	幼児数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	幼児児童生徒数
香川東部養護学校	/	/	12	33	13	46	16	67	/	/	41	146
香川中部養護学校	2	10	22	63	30	116	33	171	/	/	87	360
香川丸亀養護学校	/	/	23	63	19	74	16	69	/	/	58	206
香川西部養護学校	/	/	12	27	7	20	14	53	/	/	33	100
盲学校	1	1	1	3	2	5	3	8	3	11	10	28
聾学校	3	9	9	14	4	9	5	8	0	0	21	40
高松養護学校	/	/	18	42	13	34	15	42	/	/	46	118
普通寺養護学校	/	/	18	37	14	42	16	53	/	/	48	132
計	6	20	115	282	102	346	118	471	3	11	344	1130
附属特別支援学校	/	/	3	17	3	17	3	27	/	/	9	61

高松養護学校小豆分室の状況

- ・ 設置時期 平成 20 年 4 月 1 日
- ・ 場 所 香川県小豆総合事務所内
- ・ 配置教員 高松養護学校教員 2 名
- ・ 対象児童生徒 (H28) 2 名: 高 1 男子、小 5 女子 (H27 : 2 名、H26 : 3 名)

・ 担当業務

①訪問教育

高松養護学校に在籍する訪問学級の児童生徒に対して週 3 回家庭への訪問教育を行っている。

※H25 と H26 年度は、訪問教育対象の児童生徒が一部集まって合同学習を実施

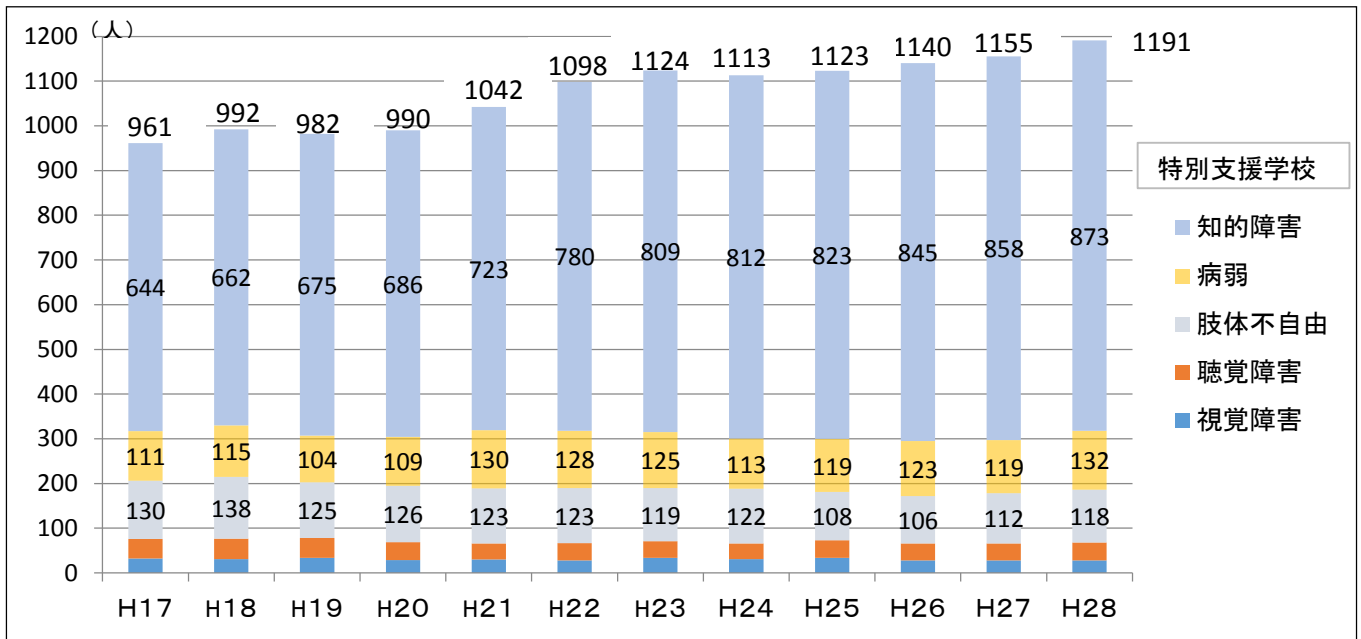
②教育相談 (H27)

特別支援学校のセンター的機能として、知的障害等も対象にして小・中学校等や保護者からの教育相談を行っている。

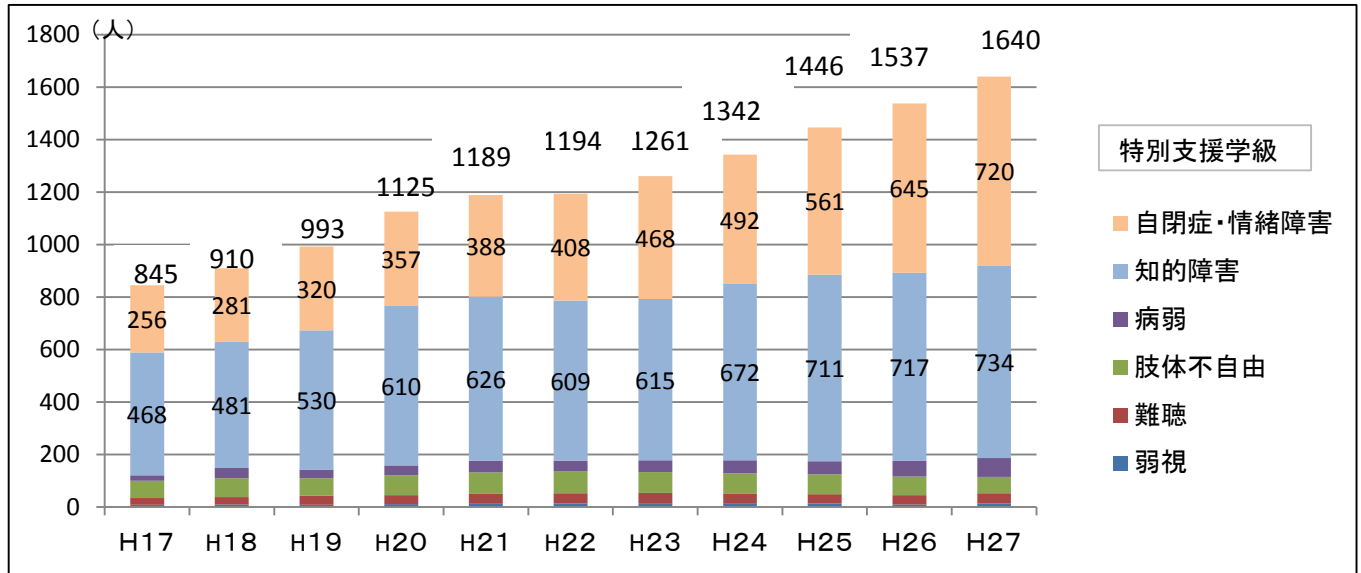
相談形態	回数	内 訳	H26 回数
連携訪問	4	幼 2 回 小 2 回	4
巡回相談	3	保 1 回 幼 2 回	2
教育相談	13	小 11 回 中 1 回 施設 1 回	5
事例検討会	7	保 1 回 幼 3 回 小 3 回	5
インターネット回 線での相談	32	保・幼・こども園 14 回 小・中 18 回	37
研修会講師	15	県小学校教育研究会 3 回 県中学校教育研究会 1 回 町教委 2 回 小現教 3 回 保 1 回 施設 2 回 育成会 2 回 地域保健 1 回	19
連絡会参加	6	母子担当 3 回 通級担当 1 回 町特支担当 1 回 地連携 1 回	9
計	80		81

障害のある幼児児童生徒数の推移(香川県)

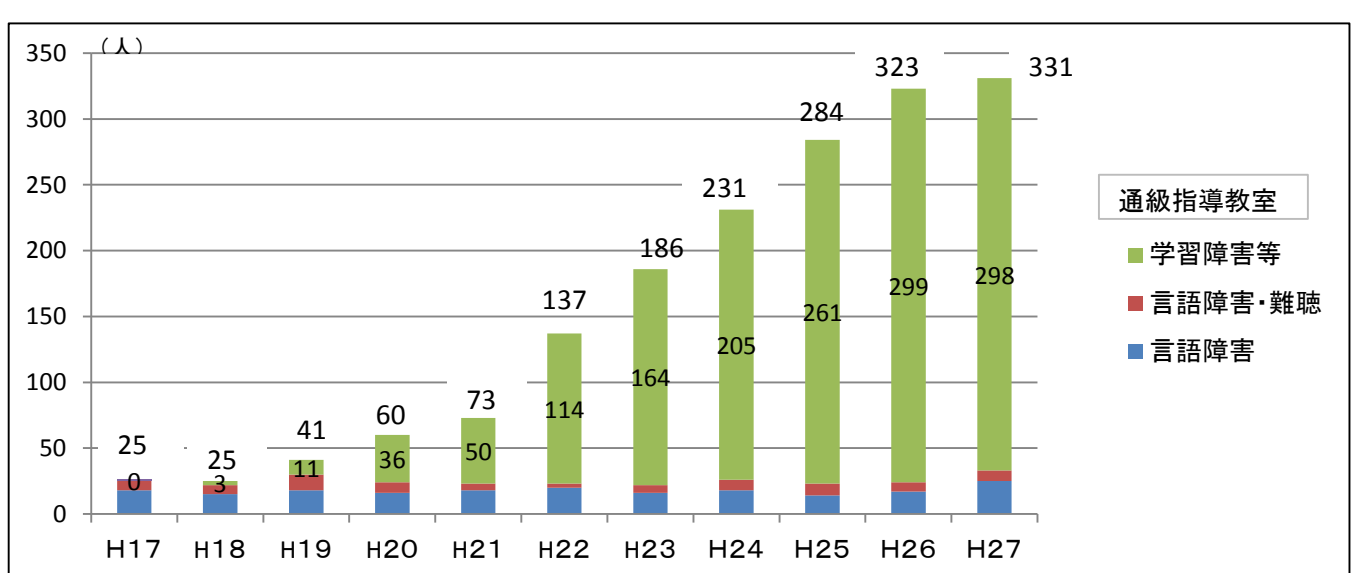
特別支援学校



特別支援学級

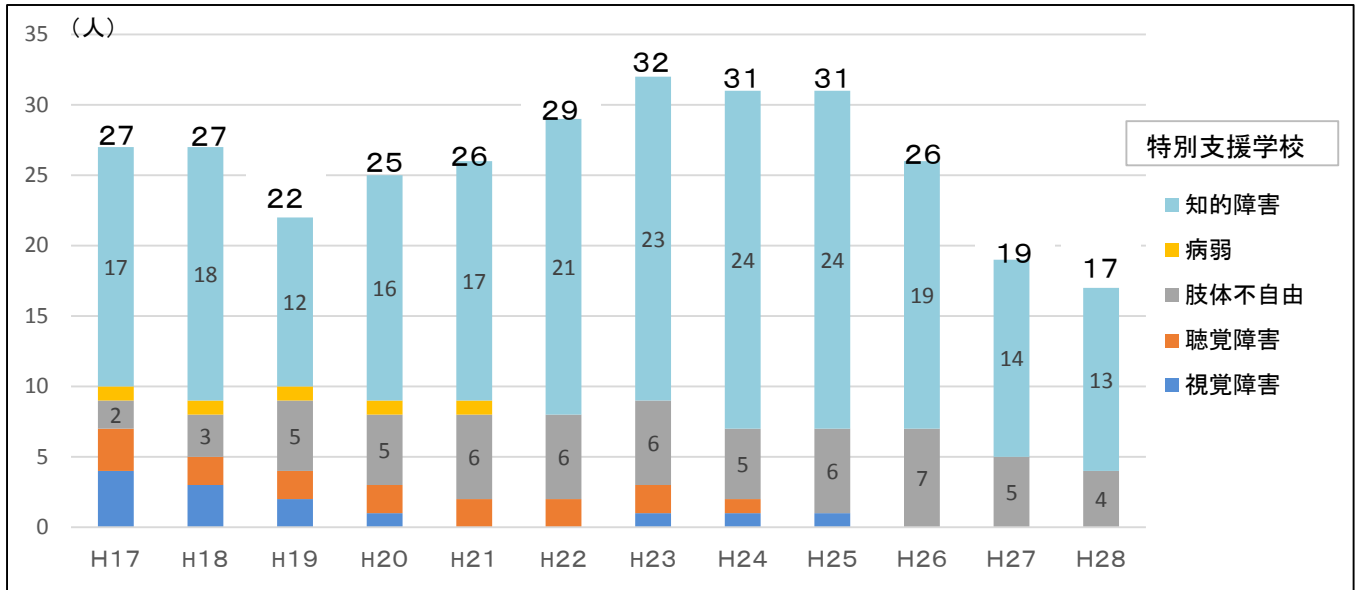


通級指導教室

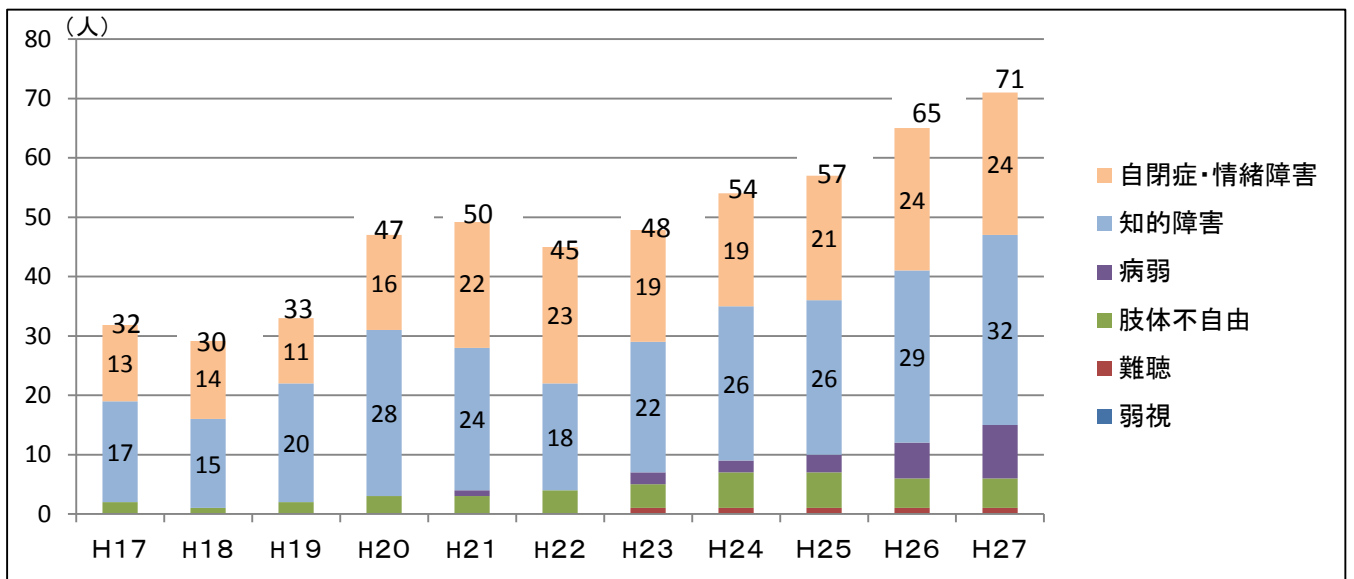


障害のある幼児児童生徒数の推移(小豆地域)

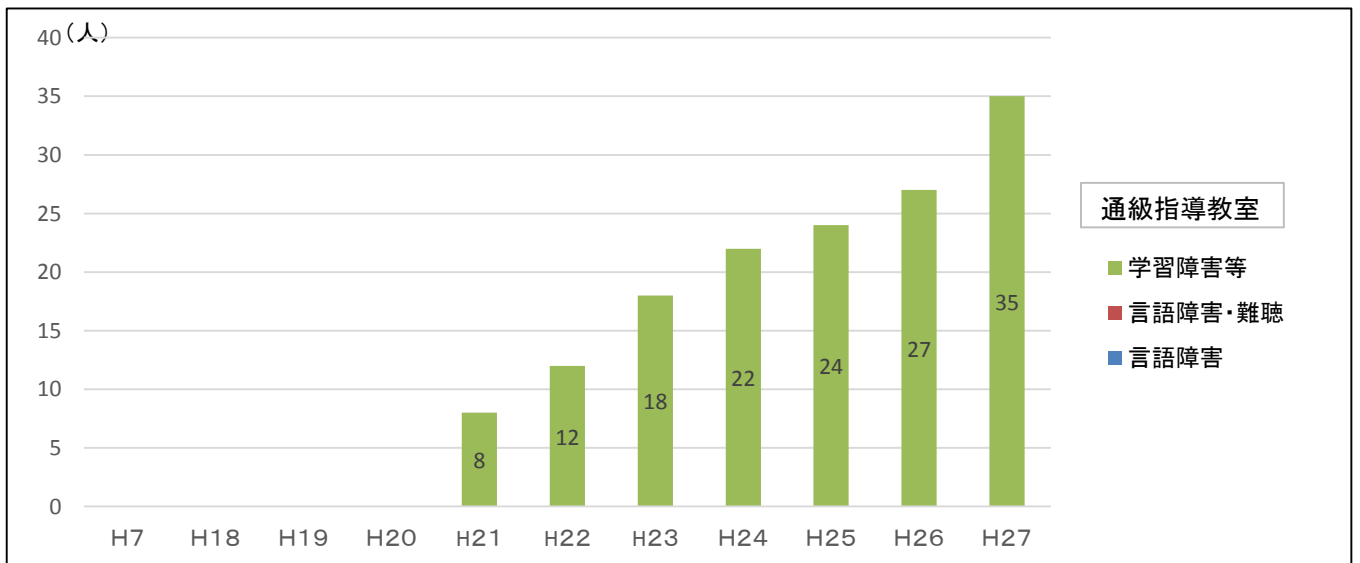
特別支援学校



特別支援学級



通級指導教室



○ 小豆地域の特別支援学級別の児童生徒数推移

各年度5月1日現在

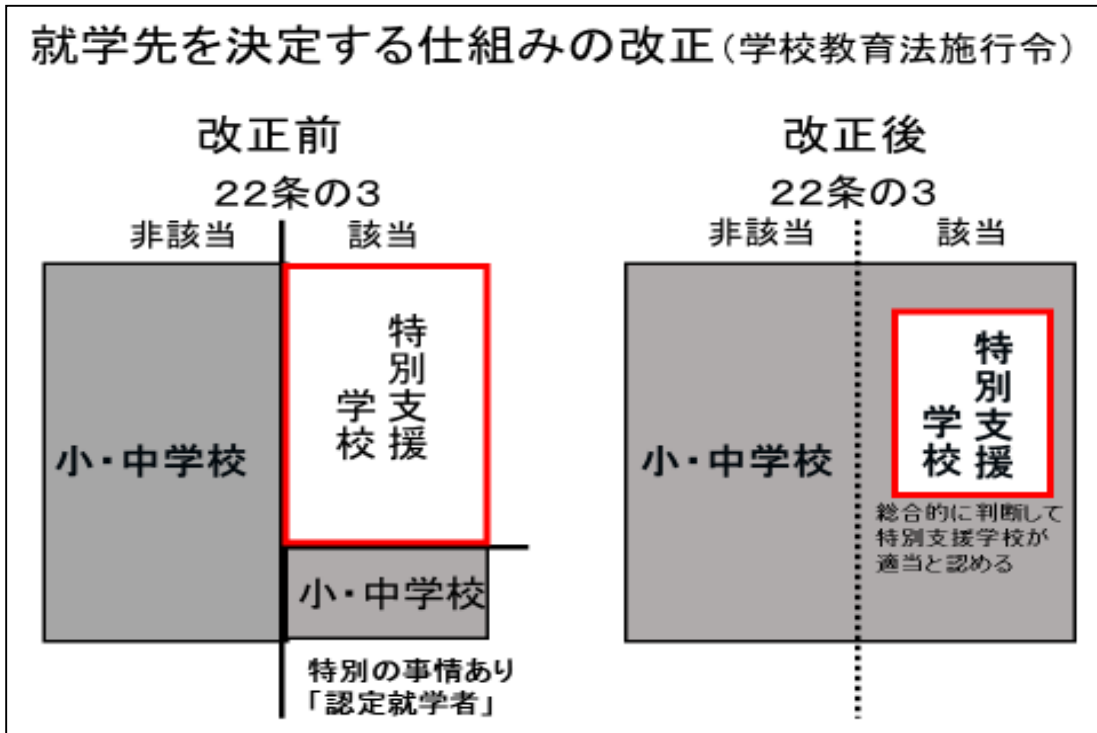
学校名	障害別学級	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校 (6校)	知的	11	14	12	15	22	24	18	19	22	20	18	20
	(うち22条の3相当)				2	3	3	2	1	1	2	4	3
	情緒	7	9	11	9	12	12	14	16	17	15	18	17
	(うち22条の3相当)				4	4	3	3	3	3	1	0	1
	肢体	2	2	2	1	2	3	4	4	6	6	5	5
	(うち22条の3相当)				2	3	3	3	3	3	5	4	4
	病弱	1	0	0	0	0	1	0	2	2	3	6	8
	(うち22条の3相当)				0	0	1	0	2	2	1	5	7
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
計		21	25	24	26	37	40	36	42	48	45	48	51
中学校 (3校)	知的	3	3	3	5	6	4	5	3	4	6	11	12
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	1	1	0
	情緒	4	4	3	2	4	6	4	3	2	5	6	7
	(うち22条の3相当)				1	1	1	0	0	0	0	0	0
	肢体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(うち22条の3相当)				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		7	7	6	7	10	10	9	6	6	12	17	20
合計 (9校)	知的	14	17	15	20	28	28	23	22	26	26	29	32
	情緒	11	13	14	11	16	18	18	19	19	20	24	24
	肢体	2	2	1	2	3	3	4	4	6	7	5	5
	病弱	1	0	0	0	0	1	0	2	2	3	6	9
	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	計		28	32	30	33	47	50	45	48	54	57	65

※22条の3相当：障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の者

○ 特別支援学校に籍のある小豆地域の児童生徒数推移

各年度5月1日現在

学校名	区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
中部	通学	幼稚部		1	1										
		小学部													
		中学部											1	1	
		高等部													1
	入所	小学部	15	2	3	3	1								
		中学部				1	2	3	2	1					
		高等部						1	2	3	3	2	1		
	寄宿舍	小学部													
		中学部		5	5	2	4	5	7	8	10	11	7	2	1
高等部			9	9	6	9	8	10	11	11	11	10	11	11	
高松	通学	小学部				1									
		中学部						1	1	1			1		
		高等部													
	入所	小学部			1			1	1	1	1	1	1		
		中学部	1	1	1	1	1				1	2	2	1	
		高等部			1	1	1	1	1						
	寄宿舍	小学部													
		中学部													1
		高等部	1										1		
	訪問	小学部	1		1	2	3	3	3	3	3	1	1	1	1
		中学部									1	3	2	1	
		高等部													1
盲		4	4	3	2	1			1	1	1				
聾		3	3	2	2	2	2	2	2	1					
善通寺		1	1	1	1	1	1								
合計		25	27	27	22	25	26	29	32	31	31	26	19	17	



障害のある児童生徒の就学先決定について

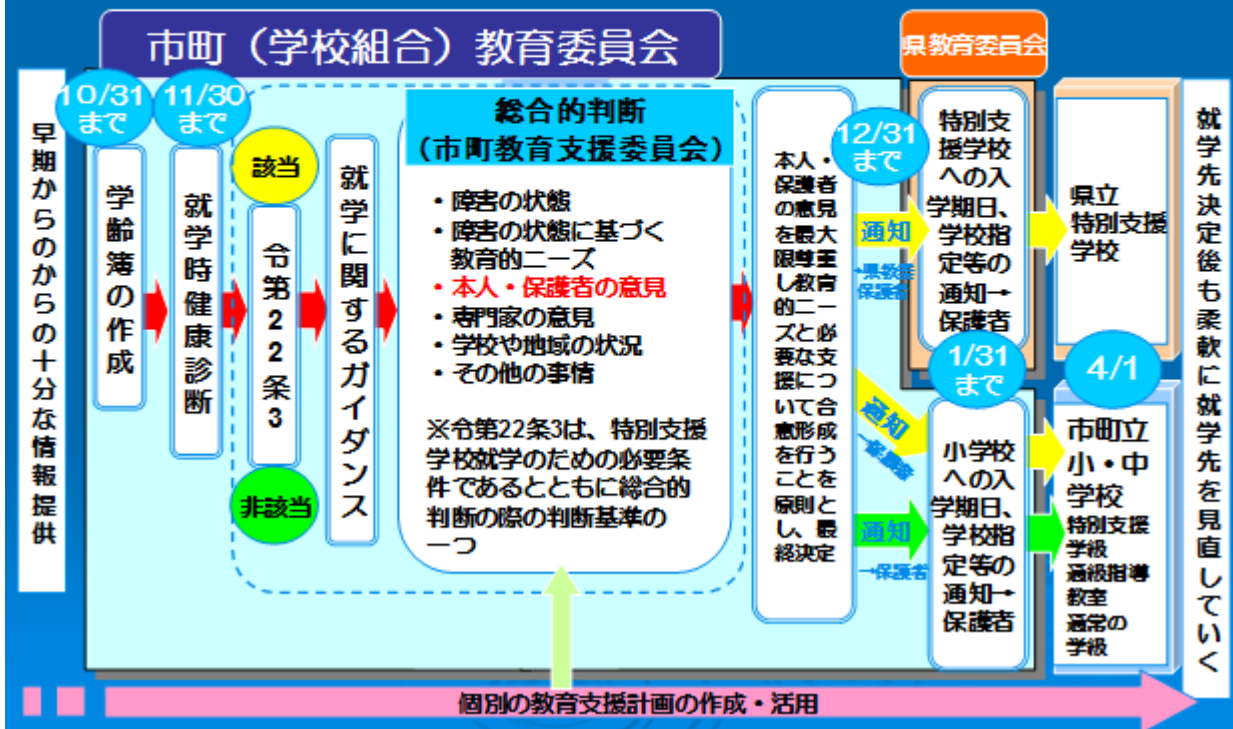


表1 就学基準等

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (14文科初第291号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度であるもの	
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

特別支援教育に関する最近の動向

1. 障害者の権利に関する条約（平成18年12月 第61回国連総会採択）

日本は平成19年に署名し、平成26年1月に批准した（発効は2月19日）。

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階における教育制度及び生涯学習を確保する。（後略）
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。（後略）

2. 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年公布、一部を除き公布日施行）

教育部分についての改正は次のとおり。

【改正の概要】〔第16条(教育)〕

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと。

3. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会）

報告書は、5つの観点から構成されている。

①共生社会の形成に向けて

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

②就学相談・就学先決定の在り方について

就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

③障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、また特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育む。

⑤特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は必須である。

4. 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年9月1日施行）

学校教育法施行令第22条の3の表に規定する障害の程度の者について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としていた規定を改め、個々の児童生徒について、市町教育委員会がその障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、平成26年度入学者から適用されるなど、就学先決定に関わる仕組みが改正された。

5. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年公布、一部を除き平成28年4月1日施行）

障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を地方公共団体は義務付けられている。

中央教育審議会初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

概 要

（平成24年7月23日）

1 共生社会の形成に向けて

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。
- インクルーシブ教育システム構築にむけての今後の進め方については、短期と長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要。本人・保護者と市町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、市・町教育委員会が本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市・町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合は、市町教育委員会からの依頼に基づき、県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて指導・助言にあたることも考えられる。
- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要。
- 可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要。

3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

- 「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 「合理的配慮」は新しい概念。早急に国として情報提供のためのデータベースの整備が必要。

4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要。
- 通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善をすすめるべきである。
- 通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要。
- 特別支援学校はセンター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上に取り組む必要がある。
- 特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間、また特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育む。
- 交流及び共同学習は、双方の学校、双方の学級における教育課程に位置づけたり年間計画を作成したりするなど計画的・継続的な推進が必要。

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

- インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は必須。
- 学校全体の専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する教育委員会の指導主事等の役割も大きい。校長等の管理職、教育委員会の指導主事等を対象とした研修会を実施していくことが必要。
- 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の担当教員の専門性を早急に担保するとともに、研修を通じた専門性の向上を図ることが必要。

保護者ニーズ調査（案）

1. 調査対象者

- ・土庄町と小豆島町在住で障害のある児童生徒を持つ保護者
 - ①特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者（抽出）
（通学、寄宿舍入舎、施設入所、訪問学級）
 - ②特別支援学級の児童生徒の保護者（抽出）
（知的障害、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒障害の学級）
 - ③通級による指導を受けている児童生徒の保護者（抽出）
 - ④特別支援学級の入級等を考えている保育所、幼稚園の幼児の保護者（抽出）
- ※②～④は対象の保護者から町教育委員会で抽出してもらう。

2. 主な調査内容

- ・現在困っていることや改善が必要だと思うこと（その理由も含めて。以下同じ）
- ・現在の就学先を選択した理由と、今後保育所・幼稚園や学校を卒園・卒業した後の就学先
- ・島内に特別支援学校が設置された場合の就学の意向（該当者）

3. 調査方法

- ・個別の面談による聞き取り
- ※①は県教育委員会と特別支援学校で実施、②～④は県教育委員会と町教育委員会で実施

4. 実施時期

- ・5月下旬～6月上旬